

令和 8 年度
特別養護老人ホーム
開設希望者向け説明資料

資料 1 開設希望者募集要項

P 2

資料 2 特別養護老人ホーム開設申出書
(地域密着型創設)

P 15

資料 3 特別養護老人ホーム改修等計画書

P 53

資料 4 利用者負担第 4 段階の入居者から徴収する
居住費・食費の算定

P 80

資料 5 審査基準：特別養護老人ホーム

P 85

資料 6 サテライト型施設について

P 91

令和 8 年度
特別養護老人ホーム
開設希望者募集要項

令和 7 年（2025 年） 7 月

姫路市健康福祉局
長寿社会支援部高齢者政策課

特別養護老人ホーム開設希望者募集要項

1 整備概要

(1) 事業所の概要及び整備方針

特別養護老人ホームは、その入所者に対し、24時間体制で密度の高い介護サービスを提供することができる施設です。しかし、そのような性質ゆえに、サービスに係る給付費も大きく、限られた介護保険の財源の有効活用のためには、過大な整備は慎まなければなりません。また、そのような経済的側面だけでなく、本人より家族が施設入所を志向するケースが多いことから、過大な整備は在宅重視や利用者本位といった介護保険制度の理念を疎かにするおそれもあります。

このため、真に入所等を必要とする、すなわち24時間体制で密度の高い介護サービスが必要とするような要介護者数に留意しながら、計画的に整備を進める必要があります。

本市では、姫路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームを整備する法人を決定し、計画的に整備していく方針です。

(2) 募集数

以下①・②を合わせて29床を採択する。①と②が競合する場合は総合的に判断し、順位を決定する。

①【地域密着型特別養護老人ホーム創設】(個室ユニット型)

(必須)

〔ア〕ショートステイ(個室ユニット型)：10床以上29床以下(特養併設)

(併設可)

〔イ〕地域密着型指定特定施設

〔ウ〕認知症高齢者グループホーム

〔エ〕看護小規模多機能型居宅介護事業所

〔オ〕定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

〔カ〕施設内保育施設

〔キ〕居宅介護サービス事業所：通所介護・訪問介護等

※〔カ〕については、認可外保育施設の指導監督基準を満たすこと。

※〔キ〕については、補助金の対象外

※市が指定する募集圏域に限り、既存施設のサテライト施設としての整備も可とするが、本体施設は姫路市内に限る。

※1ユニットの定員は原則として概ね10人以下とし、15人を超えないものとする。
なお、「ユニット型個室的多床室」は不可とする。

※原則新築とするが、面積基準や設備基準を満たす場合は既存建物を活用した整備も可とする。

※通所系の事業所を併設する際は、本体施設等と入口など利用者の動線を分けること。

②【既存の特別養護老人ホームの増床】（個室ユニット型又は従来型）

※ 増床の場所は、本体施設と一体利用が可能である立地に限る。

※ 多床室とする場合は、間仕切りや建具等を設置することにより、利用者のプライバシー保護や感染症対策に十分留意すること。

（３）募集における留意点

（ア）地域密着型指定特定施設、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設する場合は、別途それぞれの開設申出書を提出してください。

（イ）認知症高齢者グループホーム・看護小規模多機能型居宅介護事業所・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のいずれかを併設する場合は採点時に加点し、複数を併設する場合は、さらに加点します。

（ウ）本市は「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業」を実施するので、設置者においても利用者負担額に係る軽減制度を実施すること。

（エ）②において、増床後の床数が３０床以上となる施設は補助金の対象としません。

（４）募集対象地域

①【地域密着型特別養護老人ホーム創設】

市内の８日常生活圏域を整備対象圏域とするが、認定者数の割合に対する特別養護老人ホーム等の整備数に応じて配点に高低を付ける。

第１グループ（配点 高）	北部（城北、水上、砥堀、増位の各校区）・
※サテライトによる整備可	中部第一（白鷺、野里、城西、城乾の各校区）・
	中部第二（高岡校区）・
	香寺（中寺校区）

第２グループ（配点 やや高）	北部（第１グループ以外の校区）・
	中部第一（第１グループ以外の校区）・
	中部第二（第１グループ以外の校区）・
	香寺（第１グループ以外の校区）・
	飾磨 ・ 広畑

第３グループ（配点 やや低）	網干 ・ 灘
----------------	--------

※ 安富・夢前・西部・東部・家島の５日常生活圏域での募集は行わない。

※ 独居高齢者数が特に多い校区（英賀保、荒川、八幡、高岡、白浜）及び独居高齢者の割合が特に高い校区（野里・城東・東・船場・増位）は別途加点する。

※ 地域密着型指定特定施設、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設する場合は、下記募集対象圏域及び校区であることを要する。

(参考) 地域密着型指定特定施設 併設対象圏域 (校区)

配 点	募 集 圏 域	募集対象小学校区
第 1 グループ (配点 高)	北部	城北・水上・砥堀・増位
	中部第一	白鷺・野里・城西・城乾
	中部第二	高岡
	香寺	中寺
第 2 グループ (配点 やや高)	北部	第 1 グループ以外の校区
	中部第一	第 1 グループ以外の校区
	中部第二	第 1 グループ以外の校区
	香寺	第 1 グループ以外の校区
	飾磨	全校区
	広畑	全校区
第 3 グループ (配点 やや低)	網干	全校区
	灘	全校区

(参考) 認知症高齢者グループホーム 併設対象圏域 (校区)

配 点	募 集 圏 域	募集対象小学校区
第 1 グループ (配点 高)	中部第一	城西・白鷺・野里・城乾・東
	香寺	香呂南・中寺
第 2 グループ (配点 中)	広畑	八幡・大津
	中部第二	安室・安室東
第 3 グループ (配点 低)	北部	増位・広峰・砥堀・山田
	飾磨	飾磨
	灘	的形・大塩
	網干	大津茂

(参考) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 併設対象圏域 (校区)

配 点	募 集 圏 域	募集対象小学校区
第 1 グループ (配点 高)	広畑	八幡・広畑・広畑第二・大津・南大津
	香寺	香呂・香呂南・中寺
	灘	八木・糸引・白浜・的形・大塩
第 2 グループ (配点 低)	北部	水上・増位・広峰・船津・山田・豊富
	中部第一	城西・白鷺・船場・野里・城乾・城東
	中部第二	安室・安室東・高岡・高岡西・城陽・荒川
	飾磨	英賀保・妻鹿・高浜・飾磨
	網干	勝原・旭陽・余部・網干・網干西

(参考) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 併設対象圏域(校区)

募 集 圏 域	募集対象小学校区
中部第一	白鷺・野里・城東・船場・城西・城乾
中部第二	城陽・手柄・荒川・高岡・安室・安室東・高岡西
北 部	城北・広峰・水上・増位・豊富・山田・船津
網 干	網干西・旭陽・余部・大津茂
広 畑	広畑・広畑第二・八幡・南大津
飾 磨	飾磨・英賀保・高浜・妻鹿
灘	白浜・八木・糸引・大塩
香 寺	香呂・中寺・香呂南

②【既存の特別養護老人ホームの増床】

市内の13日常生活圏域全てを整備対象地域とし、圏域に優劣は定めない。

2 応募要件・資格等

(1)事業所の形態

(ア) 敷地は原則自己所有とします。例外として、借地による整備をする場合においては、法人役員(理事長、理事、評議員)及び親族(社会福祉法施行規則に規定する法人役員の要件にかかる「親族等特殊関係者」に準ずる)からの借地は不可とします。

(イ) 併設施設は別途審査するため、そのみ不採択となる場合があります。また既に整備されている小学校区では併設設置不可とします。

(ウ) 特別養護老人ホームとショートステイ部分は明確に区分し、居室の配置は混在させないこととします。

(エ) 図面変更は原則認めませんが、併設施設がある場合で、そのみ不採択になった場合は、その部分についての図面変更を認める場合があります。

(オ) 介護保険法、老人福祉法および関連する省令、市の条例等(募集要項最終ページ参照)に定められた基準を満たす事業計画としてください。

(カ) 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法規を遵守した事業計画としてください。

(2)事業開始時期

創設及び別棟の新築工事を伴う増床の場合は、令和10年4月1日まで(2か年計画も可)に、別棟の新築工事を伴わない増床の場合は、令和9年4月1日までに介護保険法に基づく事業者指定を受けて開設するものとしますが、前倒しでの整備に努めてください。

指定日は原則として毎月1日になります。月の途中を開設日とすることはできません。

(3)開設申出者（法人）の資格

(ア) 社会福祉法人または社会福祉法人設立予定者であること。

(イ) 法人及び代表者が姫路市税を滞納していないこと。

(ウ) 姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）に定める暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 注意事項

(ア) 資金計画について

- ・ 整備資金に係る自己資金（寄附金含む）は、整備事業費（用地取得費、用地造成費は除く）から姫路市補助金を差し引いた額の 2 割以上を現に有し、かつ整備資金として使用すること。（整備完了まで保持し続けること）

（具体例）

整備事業費（6 億 4,000 万円）の内訳として、

用地取得費（8,000 万円）、用地造成費（2,000 万円）、建設工事費（4 億 7,000 万円）、備品購入費および開設準備経費（4,000 万円）、設計監理費（3,000 万円）

があり、姫路市補助金（1 億 6,000 万円）がある場合

→整備事業費（6 億 4,000 千円）－用地取得費（8,000 万円）－用地造成費（2,000 万円）

－姫路市補助金（1 億 6,000 万円）＝3 億 8,000 万円

→3 億 8,000 万円の 2 割＝7,600 万円・・・①

※「自己資金（寄附金含む）」がこの 7,600 万円以上であることが必要。

- ・ 開設後 3 年度目（ほぼ満床を想定）の年間事業費支出の 1 2 分の 2 を自己資金（寄附金含む）で確保すること（1 2 分の 3 以上確保していることが望ましい）。

（具体例）

開設後 3 年度目の年間事業費支出額が 1 億 4,400 万円の場合

→1 億 4,400 万円の 2/12＝2,400 万円・・・②

※1 億 4,400 万円の 3/12＝3,600 万円以上確保していることが望ましい。

よって、①7,600 万円＋②2,400 万円＝1 億円を現に有していること。

- ・ 備品購入費および開設準備経費はできるだけ具体的に見込むこと。

(イ) 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供にかかる利用料等については、消費税の増税や費用基準額等の変更（基準費用額を超えない場合に限る。）などを除き、原則として開設日から 5 年間は変更を認めません。

また施設長については、休職、退職といったやむを得ない場合を除き、開設前の変更は認めません。さらに開設後も最低 1 年間は施設長としての職務を全うし、退任する場合は十分な引き継ぎを行ってください。

(ウ) 過去を含め、整備事業者として姫路市が採択した後に辞退した者は、原則、辞退した日が属する年度及びその後 3 年度の応募を認めません。

(例) 令和8年7月1日に辞退した場合、辞退した日が属する年度(R8.7.1～R9.3.31)及びその後3年度(R9.4.1～R12.3.31)の応募を認めない。

(エ) 土地・建物等に関しては、必要に応じて関係官署等との事前相談を行い、当該計画の実現性についてあらかじめ確認してください。確認した内容は開設申出書と一緒に提出してください。計画道路予定地であり将来的な移転が必要になる場合など、施設の長期的な運営に支障がある場合は、不採択の理由となる場合があります。

※ 開発許可申請、建築確認申請など具体的な法的手続きについては、開設申出書の提出時点では不要です。

※ 関係法令に係る手続きは過去の経験から安易に判断せず、図面を用いて説明する等関係機関と十分に協議を行ってください。また、提出された計画内容につき、関係機関等に照会を行う場合があります。

(オ) 防災・減災対策に配慮してください(ハザードマップ等参照)。河川氾濫時の浸水被害の危険性が著しく高いなど大きく支障がある区域は、不採択の理由となる場合があります。

なお、建設予定地が災害レッドゾーンに含まれる場合は応募できませんのでご注意ください。同様に、建設予定地が災害イエローゾーンに含まれる場合は応募に下記の条件がありますのでご注意ください。

a) 土砂災害警戒区域又は1メートル以上の浸水想定区域等である場合

→ I、II、IIIの全てを満たす必要がある。

b) 1メートル未満の浸水想定区域等である場合

→ II、IIIの2つを満たす必要がある。

I) 予定地が所在する日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地取得が困難である。

II) 災害イエローゾーンの想定リスクに対し、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっている。

III) 想定し得る被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっている。

(カ) 事業の運営にあたっては、地域住民等との連携及び協力を行うなどの地域との交流を図ることが必要となるため、事前に地元への説明を行なってください。その結果、設置予定地周辺住民(自治会等)の合意書等があれば開設申出書と一緒に提出してください。地元説明にあたっては、採択されない可能性があること等を留意した上で、行なってください。少なくとも、各地区連合自治会長と各町自治会長には開設申出書を提出する旨を報告してください。

(キ) 平面図の表示については、壁芯面積とともに利用有効面積(内法面積)をカッコ書きで記入してください。廊下、階段は幅員(手すりを除く内寸)を記入してください。

また、縮尺は200分の1を厳守してください。(ただしA3用紙に収まらない場合は縮小すること)

※ 平面図には必要と思われる設備・備品(浴槽、洗面台、便器、ベッド、食卓、キッチン

ンなど)の位置・方向についても、詳細に記載してください。
※ 市が示す「望ましい設計例等」を満たすよう努めてください。

3 提出書類

(1) 開設申出書 (関係書類含む)

開設申出書・記入様式等は姫路市ホームページでダウンロードできます。市ホームページで「高齢者福祉施設の整備促進事業について」と検索してください。

(2) 提出期間 ※②～④は閉庁日及び12時から13時を除く

① 開設検討調査受付期限

令和7年8月29日(金) 17時まで

調査は姫路市オンライン手続ポータルサイトにて実施します。開設を検討されている方は下記 URL または QR コードよりアクセスいただき、入力フォームに必要事項を入力の上、送信してください。

複数候補地がある場合は、全ての候補地分について回答し、③の事前提出までに1か所に決定してください。回答のない候補地で開設申出書を提出することはできません。

期限までに入力・受付ができない場合は、開設申出書を提出することができません。

※ 姫路市オンライン手続ポータルサイトがご利用いただけない場合は、開設検討調査受付期限までに「8 その他」の「(2) 問い合わせ先」までご連絡ください。

姫路市オンライン手続ポータルサイト URL (開設検討調査用)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/6bab9684-9383-4736-a5d7-8ead218d863c/start>

姫路市オンライン手続ポータルサイト QR コード (開設検討調査用)



② 事前協議期間

令和7年8月18日(月)～令和7年10月17日(金) 16時まで

書類の提出に当たっては、あらかじめ担当者と協議を行ってください。図面協議の場合は担当窓口へ図面を持参の上行ってください。なお、ご来庁の際には事前に来庁日時を予約してください。

※ 3名以内でのご来庁にご協力ください。

③ 事前提出期限

令和7年11月7日(金) 16時まで

提出部数はファイルで1部とします。ただし、現在協議中の書類など、やむを得ない事情があるものは、その旨を説明のうえ、本提出時に提出できるものとします。

事前提出がない場合は、本提出はできませんので注意してください。

④ 本提出受付期限

令和7年11月14日（金）16時まで

提出部数は正本1部＋副本2部＋CD-ROM1枚とします。

【ファイルについて】

A4用紙（図面は除く）に、提出書類一覧表の番号ごとにインデックスをつけて、1部ずつファイルに綴じてください。ファイルの表紙と背面に『令和8年度地域密着型特別養護老人ホーム開設申出書』（増床の場合は、『令和8年度特別養護老人ホーム改修等計画書』）と、圏域名、小学校区名、法人名を記入又は貼付してください。

【CD-ROM について】

表面に『令和8年度地域密着型特別養護老人ホーム開設申出書』（増床の場合は、『令和8年度特別養護老人ホーム改修等計画書』）と、圏域名、小学校区名、法人名を記入又は貼付してください。

提出書類一覧表の番号ごとにフォルダを作成し、ファイルに綴じた書類等をPDF化し、格納してください。なおフォルダ名は「**（提出書類一覧表の番号）_（書類名）**」としてください。

（例）「7_決算書類」「21_事前協議状況」「26_収支計画書」など

受付後は書類の変更を認めませんので注意してください。また、追加資料等もお受けできません。

（3）提出方法

できる限り、開設希望者（法人職員等）が姫路市役所高齢者政策課まで持参してください。その際には事前に来庁日時を予約してください。

（4）注意事項

資料の追加や修正をお願いすることがありますので、受付期限直前は極力避け、日程に余裕をもって提出してください。なお、提出書類は返却いたしません。

4 審査・選考方法

開設申出書提出後、開設予定地の現地確認を行います（増床は状況による）ので、開設希望者（法人職員等でも可）は立会いをお願いします。なお、事前に土地所有者に承諾を得て

おいてください。

社会福祉法人等審査委員会が審査基準（別紙参照）に基づき、書類審査及びヒアリングを行います。ヒアリング等の日程は後日開設希望者に連絡しますが、ヒアリングには理事長及び施設長（予定者）の出席を必須とします。体調不良等によりやむを得ず参加できなかった場合は、後日、追加でヒアリングを実施することがあります。

選考結果につきましては、開設希望者に通知するほか、姫路市高齢者政策課のホームページにて公表します。（整備決定法人以外は点数のみ）

5 質問について

質問は下記の質問受付期間内に姫路市オンライン手続ポータルサイトにて受付します。質問のある方は下記 URL または QR コードよりアクセスいただき、入力フォームに必要事項を入力の上、送信してください。なお、締め切り後、1週間程度で回答をホームページに公開します。

※ 姫路市オンライン手続ポータルサイトがご利用いただけない場合は、質問受付期間内に「8 その他」の「(2) 問い合わせ先」までご連絡ください。

質問受付期間：令和7年7月29日（火）～8月8日（金）17時

姫路市オンライン手続ポータルサイト URL（質問受付用）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/33751ab4-8856-4ea1-b41f-138cbe5f8262/start>

姫路市オンライン手続ポータルサイト QR コード（質問受付用）



6 日程（予定）

日 時	内 容
令和7年7月29日（火） ～8月8日（金）17：00	質問受付（締め切り後、回答をホームページに公開） ※ 原則、姫路市オンライン手続ポータルサイトにて受付します。
令和7年8月18日（月） ～10月17日（金）	事前協議期間 ※ <u>図面協議は事前に来庁日時を予約してください。</u>
～令和7年8月29日（金） 17：00（時間厳守）	開設検討調査（種別・圏域・校区記入必須） ※原則、姫路市オンライン手続ポータルサイトにて受付します。

～令和7年11月7日（金） 16：00（時間厳守）	開設申出書（関係書類含む）事前提出（1部）
～令和7年11月14日（金） 16：00（時間厳守）	開設申出書（関係書類含む）提出受付 ※正副3部＋CD-ROM
令和8年1月上旬（予定）	開設予定地の現地確認
令和8年1月下旬（予定）	書類審査及び一次ヒアリングを実施
令和8年2月上旬（予定）	二次ヒアリングを実施 ※一次ヒアリングを通過した開設希望者のみ ※必要に応じて実施予定
令和8年2月末（予定）	選考結果発表

※ スケジュールは予定であり、今後変更する可能性があります。変更の場合、ホームページでお知らせします。

※ 選考結果発表以降の日程については、整備決定法人に対して別途事務連絡いたします。

7 補助金

（1）補助金額（令和8年度は未確定のため、令和7年度の単価を記載）

※ 各施設を併設した場合は、それぞれの施設整備費の補助単価を5%増額する。（千円未満切り捨て）

【地域密着型特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ】

（施設整備費）5,280千円/1床

※広域型の増床については対象外

（開設準備経費）989千円/1床

【地域密着型指定特定施設（特養併設）】

（施設整備費）5,280千円/1床

（開設準備経費）989千円/1床

【認知症高齢者グループホーム（特養併設）】

（施設整備費）39,600千円/1施設

（開設準備経費）989千円/1床

【看護小規模多機能型居宅介護事業所（特養併設）】

（施設整備費）39,600千円/1施設

（開設準備経費）989千円/宿泊定員1名あたり ※宿泊定員の最大は9名まで

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（特養併設）】

（施設整備費） 7,000 千円/ 1 施設

（開設準備経費） 16,600 千円/ 1 施設

【施設内保育施設（特養併設）】

（施設整備費） 14,100 千円/ 1 施設

（開設準備経費） 4,960 千円/ 1 施設

（２）補助対象経費

- ・施設整備費：建設工事費・設計監理費（対象工事費の 2.6%）等
- ・開設準備経費：人件費・広告宣伝費・備品購入費 等

（３）補助対象外経費（例）

- ・共通：税全般（消費税、固定資産税など）
- ・施設整備費：外構工事費、上下水道負担金など
- ・開設準備経費：施設整備費に含まれた備品（ルームエアコンやシーリング照明等）
※ 施設整備費に含まなければ開設準備経費の対象となる可能性があります。
施設の保存登記にかかる費用など

（４）交付時期

補助金の交付は令和 9 年度（2 か年計画の場合）です。ただし、補助金については県費補助が得られることが条件で、補助金交付内示発出まで事業に着手することはできません。補助金を活用せずに整備を行う場合は、内示発出を待つ必要はありません。

（５）業者選定方法

補助金の交付を希望する法人は、施工業者等の業者選定は原則、入札により行ってください。また、姫路市から指示があるまで入札公告を実施しないでください。なお設計業者選定は理事会審査等必要な手続きを経たうえで、見積合せやコンペ等を実施した上で決定しても構いません。

8 その他

（１）注意事項

- （ア）虚偽その他不正な申請があった場合、選考結果を無効とすることがあります。
- （イ）選考の結果、姫路市が求める水準を満たさない、又は合致しない際は採択に至らないことがあります。
- （ウ）提出書類作成費、通信運搬経費等、一切の費用は全額開設申出者の負担となります。

(2) 問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市 高齢者政策課 加茂、藤田、松下
TEL 079-221-2985 FAX 079-221-2972
E-mail : korei@city.himeji.lg.jp

(参考) 日常生活圏域および小学校区一覧

圏域名	小学校区名
中部第一	白鷺・野里・城東・東・船場・城西・城乾
中部第二	城陽・手柄・荒川・高岡・安室・安室東・高岡西
東 部	花田・四郷・御国野・別所・谷外・谷内
北 部	城北・広峰・水上・砥堀・増位・豊富・山田・船津
西 部	曾左・白鳥・太市・林田・伊勢・峰相・青山
網 干	網干・網干西・旭陽・勝原・余部・大津茂
広 畑	広畑・広畑第二・八幡・大津・南大津
飾 磨	飾磨・津田・英賀保・高浜・妻鹿
灘	白浜・八木・糸引・的形・大塩
家 島	家島・坊勢
夢 前	置塩・古知・前之庄・苅野・上菅・菅生
香 寺	香呂・中寺・香呂南
安 富	安富南・安富北

※ホームページに町名校区対照表を掲載しておりますので、そちらもご参考ください。

(参考) 条例等

姫路市ホームページの下部にある「条例・規則検索」から「Reiki-Base 検索システム」に入り、次の条例を確認してください。

【地域密着型特別養護老人ホーム】

- ・姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(平成24年姫路市条例第53号)
- ・姫路市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年姫路市条例第59号)

【ショートステイ】

- ・姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(平成24年姫路市条例第51号)
- ・姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
(平成24年姫路市条例第52号)

特別養護老人ホーム開設申出書
(地域密着型創設)

◎提出書類一覧表 特別養護老人ホーム（地域密着型）

番号	様式	書 類 名	内 容	チェック欄
開設申出書				☐
●事業者関係				
1		定款	定款	☐
2		法人登記簿	法人登記簿謄本（法人履歴事項全部証明書）	☐
3	○	経歴書	経歴書（理事長（予定者）および施設長（管理者）予定者） 【様式1】	☐
4	○	誓約書	欠格条項非該当誓約書【様式2】	☐
5		パンフレット	（※ある場合）現在実施中の介護保険事業概要・パンフレット等	☐
6	○	運営実績	（※ある場合）既存特養の運営実績【様式3】	☐
7		決算書類	決算書類（貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書（損益計算書）・財産目録） ※直近3期分	☐
8		監査・指導状況	（※ある場合）既存事業の関係行政庁の監査及び指導状況等 ※令和4～6年度分 ※行政庁からの監査結果通知とそれに対する改善報告書を添付。	☐
●土地関係				
9		住宅地図	住宅地図（縮尺：1／2500程度、A4用紙） （設置予定地が中心となるようにし、赤で囲むこと）	☐
10		現況写真	現況写真（設置予定地を周囲4方向から撮影し、A4用紙に貼付。方向を別紙住宅地図に示すこと）	☐
11		周辺環境写真	周辺環境写真（近隣の公共施設などを撮影し、A4用紙に貼付。撮影箇所を別紙住宅地図に示すこと）	☐
12		都市計画図	都市計画図（設置予定地を赤で囲むこと）	☐
13		土地登記簿	土地登記簿謄本（土地履歴事項全部証明書）	☐
14		字限図	字限図（設置予定地を赤で囲むこと）	☐
15		ハザードマップ	ハザードマップ拡大図（設置予定地を赤で囲むこと）	☐
16	○	取得見込み	設置予定地の取得見込み【様式4】 【贈与・売買の場合】 贈与・売買契約書、所有権移転登記確約書、抵当権抹消確約書 【貸借・無償貸与の場合】 貸借・無償貸与予約書、抵当権抹消確約書	☐
●建物関係				
17		配置図	設置予定地内配置図（縮尺：1／200） ※A3用紙でも収まらない場合のみ、縮小すること	☐
18		平面図	各階平面図（縮尺：1／200） ※A3用紙でも収まらない場合のみ、縮小すること	☐
19	○	望ましい設計例等	望ましい設計例等の一覧【様式5】	☐
20		工程表	開設に至る整備スケジュール・工程表	☐
21	○	事前協議状況	土地・建物に係る関係機関との事前協議の状況【参考様式】	☐

番号	様式	書 類 名	内 容	チェック欄
●資金関係				
22		法人預金残高証明書	(※自己資金がある場合) 法人名義の預金残高証明書等 (R7. 4. 1付、R7. 10. 1付の2種類)	☐
23		寄附預金残高証明書	(※寄附がある場合) 寄附の確約書、寄附予定者の預金残高証明書等 (R7. 4. 1付、R7. 10. 1付の2種類)	☐
24		金融機関等確約書	(※借入を行う場合) 金融機関等の確約書等	☐
25		償還計画表	(※借入を行う場合) 借入金の償還計画表	☐
26	○	収支計画書	短期 (12ヶ月) 【様式6】および長期 (20年) 【様式7】の収支計画書	☐
27		備品等内訳書	備品購入費および開設準備経費の内訳書	☐
●その他				
28	○	人員配置	人員配置予定表【様式8】	☐
29		人員確保スケジュール	人員確保の具体的スケジュールを記載した書面 (想定新規雇用人数および介護資格所持状況等を記したもの)	☐
30		職員研修スケジュール	職員研修の具体的スケジュールを記載した書面 (開設前および開設後1年間のもの)	☐
31		職員研修実績	職員研修の実施実績がわかる書類 (令和6年度実績)	☐
32	○	医療機関同意書	(※ある場合) 協力医療機関等の同意書【参考様式】	☐
33	○	住民説明経緯	設置予定地周辺住民 (自治会等) への説明経緯【参考様式】	☐
34		住民同意書	(※ある場合) 周辺住民 (自治会等) 同意書等	☐

【ファイルの場合】

- ※ 1冊ずつファイリングし、ファイルの表紙と背面に『令和8年度地域密着型特別養護老人ホーム開設申出書』、圏域名、小学校区名及び法人名を記入して下さい。
- ※ 提出書類一覧表を先頭に綴じて下さい。
- ※ 添付されている資料はチェック欄にチェックして下さい。
- ※ 提出書類一覧表の上から順に綴じて、項目番号のインデックスを付けて下さい。
- ※ 提出書類は、原則A4用紙で準備してください (ただし、図面等はA3用紙に収まる縮尺とする)。

【CD-ROMの場合】

- ※ 表面に『令和8年度地域密着型特別養護老人ホーム開設申出書』、圏域名、小学校区名及び法人名を記入又は貼付して下さい。
- ※ 提出書類一覧表の番号ごとにフォルダを作成し、ファイルに綴じた書類等をPDF化したものを格納してください。なおフォルダ名について、開設申出書は「0_開設申出書」とし、それ以外は上記の「(番号)_(書類名)」としてください。
- ※ 提出書類一覧表のみ、チェック欄にチェックし、PDF化したものをそのまま格納してください。(フォルダは不要)

地域密着型特別養護老人ホーム開設申出書

令和 年 月 日

(あて先) 姫 路 市 長

ふりがな
申出者 法 人 名

理事長 (予定者)

所 在 地 〒 -

電話番号

1. 施設を建設しようとする動機・熱意及び事業運営の基本方針について

【施設を建設しようとする動機・熱意】
【事業運営の基本方針について】

2. 法人の状況

(1) 概要

名 称	
所 在 地	
定款に掲げる 主な事業	

※既存の社会福祉法人は、法人の定款（別紙1）、履歴事項全部証明書（別紙2）を添付してください。

※法人の決算書を直近3期分添付してください。（別紙7）

※既存事業への関係行政庁の監査及び指導状況等について、令和4～6年度の資料（監査結果通知と改善報告書）を添付してください。（別紙8）

(2) 理事長（予定者）

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー		
職 業			

※経歴書を添付してください。（別紙3【様式1】）

※欠格事項非該当誓約書を添付してください。（別紙4【様式2】）

(3) 施設長（管理者） 予定者

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー		
職 業			

※経歴書を添付してください。（別紙3【様式1】）

※姫路市では特別養護老人ホーム施設長予定者には施設長研修を必ず受講していただくようお願いしています。

※施設長については、休職・退職といったやむを得ない場合を除き、開設前の変更は認めません。さらに開設後も最低1年間は施設長としての職務を全うし、退任する場合は十分な引き継ぎを行なってください。

(4) 法人役員名簿

役職・氏名・生年月日			年 月 日
住 所			
役職・氏名・生年月日			年 月 日
住 所			
役職・氏名・生年月日			年 月 日
住 所			
役職・氏名・生年月日			年 月 日
住 所			

※必要に応じて、適宜行を追加してください。

(5) 担当者

氏 名		
事務所の所在地		
担当者の連絡先	電話	F A X
	E-mail	

(6) 現在実施中の介護保険事業および関連事業

①介護保険事業（○印を付けて、具体的なサービス種別を記入してください）	
1 居宅サービス	3 居宅介護支援
	4 地域密着型サービス
2 施設サービス	5 その他

②関連事業（保健、医療、福祉等）

※特別養護老人ホームを運営している場合は、運営実績（別紙6【様式3】）を添付してください。

(1) 予定地

②関連事業（保健、医療、福祉等）

※住宅地図（別紙 9）を添付し、予定地を赤で囲んでください。

※ハザードマップ拡大図（別紙１５）を添付して、施設予定地を赤で囲んで下さい。

区 域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外
用 途 地 域	
建 ぺ い 率	%
容 積 率	%

所 有 者	☐ 法人の所有 ☐ 法人以外の所有
法人以外の場合 所有の場合	☐ 所有者から取得予定 ☐ 所有者との賃貸借・使用貸借契約を締結予定（約 年間） ☐ その他（ ）
駐車場の場所	☐ 施設予定地内 台分 ☐ 施設予定地外 台分 （所 在 地） （所有状態） （面 積）m²
想定駐車台数	☐ 業務用車両 台 ☐ 来客者用車両 台 ☐ 職員用車両 台

※職員用の駐車場地は借地でも可とします。

道 路 状 況	☐ 国道沿い ☐ 県道沿い
	☐ 市道沿い ☐ その他（ ）
	幅員 _____ m
	※その他の場合、利用が担保されている場合は、それを証明する書類を添付してください（私道であれば所有者の同意書等）。

上水道の状況	☐ 有 り ☐ 延長工事必要
排水処理の方法	☐ 公共下水道 ☐ その他（ ）
文化財発掘調査	☐ 不要 ☐ 必要
都市計画公園、 道路の有無	☐ 無し ☐ 有り
徒歩圏内の 開放的施設	☐ 公園 ☐ 公民館 ☐ スーパー ☐ その他（ ） ※住宅地図（別紙 9）に示すこと。
最寄の公共 交通機関	電車（ 駅）から 徒歩で 分 車で 分 バス（ バス停）から 徒歩で 分 車で 分

※周辺環境が分かる写真（別紙 11）を添付してください。

※文化財発掘調査や都市計画公園、計画道路予定地は区域を図示して下さい。

4. 施設の建設計画

施設種別 （併設施設も含む） 及び定員 ※併設施設がある 場合は、別途開設申 出書を提出するこ と。 ※サテライト型施 設は市が指定する 圏域・校区でのみ 設置可能	（施設種別） （定員・ユニット数） （例）地域密着型特別養護老人ホーム 29人・3ユニット ※サテライト型施設（本体施設： ） ショートステイ 10人・1ユニット 地域密着型指定特定施設 29人 認知症高齢者グループホーム 18人・2ユニット 看護小規模多機能型居宅介護事業所 29人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 施設内保育施設 その他居宅サービス（ ） ※指定特定施設、グループホーム、看多機、定巡を併設する場合 において、これらの施設のみ不採択となった場合について、 ☐ 併設施設部分の計画を見直し、特養のみの整備を希望 ☐ 特養のみの整備を希望しない （併設施設との一体計画以外では整備しない）
	開設予定日 令和 年 月 日

建物の構造 面積等 ※必要に応じて 増やすこと	建物の構造 延べ床面積 3階	m ² （1階 m ² 、4階	造り m ² 、2階 m ² 、5階	階建て m ² 、 m ² ）
ユニット毎の定員 （併設ショート含む） ※必要に応じて 増やすこと	ユニットA 人	ユニットB 名	ユニットC 人	ユニットD 人（ショート）

※配置図及び平面図（別紙１７・１８、ともに縮尺２００分の１を厳守）を添付してください。ただし、A３用紙に収まらない場合は縮小すること。

※平面図は施設種別、専用部分、共用部分に応じて色分けして下さい。また、必要と思われる設備・備品（浴槽、洗面台、便器、ベッド、食卓、キッチンなど）の位置・方向についても、詳細に記載してください。

※市が示す「望ましい設計例等（別紙１９【様式５】）」を満たすよう努めてください。

※開設に至るスケジュール・工程表（別紙２０）を添付してください。

※土地・建物にかかる関係機関との事前協議の状況について、別紙２１【参考様式】を添付してください。

５．事業計画（この様式によりがたい場合は独自作成も可能です。）

（１）資金計画（説明会資料の補助金があるものとして試算してください。）

※ただし、補助金の有無や金額は未確定であり、支給されない場合や減額となる場合があります。

整 備 事 業 費		資 金 計 画	
用 地 取 得 費	千円	①姫路市補助金	千円
用 地 造 成 費	千円	自己資金 ※イ	千円
④建 設 工 事 費	千円	寄附金 ※ウ	千円
うち特養部分 （ショート含む）	千円	福祉医療機構 借入金	千円
うち併設事業所部分	千円	民間等借入金	千円
⑤備品購入費および 開設準備経費 ※ア	千円	その他 （ ）	千円
⑥設 計 監 理 費	千円		
合 計	千円	合 計	千円

※補助金は用地費及び運転資金には使用できません。

※アについては、備品購入費および開設準備経費の内訳（別紙２７）を添付して下さい。

※イについては、法人の「R7.4.1 付」および「R7.10.1 付」の２種類の預金残高証明書（別紙２２）を添付してください。

※ウについては寄附予定者の「R7.4.1 付」および「R7.10.1 付」の２種類の預金残高証明書（別紙２３）を添付してください。

※全ての借入金や寄附金については確約書等（別紙２３・２４）を添付してください。

（２）短期・長期収支計画（説明会資料の補助金があるものとして試算してください。）

※ただし、補助金の有無や金額は未確定であり、支給されない場合や減額となる場合があります。

事業収支計画	① 短期収支計画書（１月ごと１２ヶ月間）【様式６】 ② 長期収支計画書（１年ごと２０年間）【様式７】 ※別紙２６として作成してください。 ※借入金の償還計画書（別紙２５）を添付してください。
開設３年度目における 運転資金等の 必要見込額	_____千円…^⑧ （年度事業費支出の<u>１２分の</u> _____<u>以上</u>に相当） ※別紙２６【様式７】の長期収支計画の３年度目の金額と整合性を保ってください。
寄 附 予 定 者 (整備資金)	(氏 名) (法人との関係) (寄附予定額)
	_____千円
	_____千円
寄 附 予 定 者 (運転資金)	(氏 名) (法人との関係) (寄附予定額)
	_____千円
	_____千円
	合 計 _____千円

※次の「^⑥及び^⑧に相当する金額以上を現に有していること」を自己資金及び寄附金の預金残高証明書（R7.10.1 付）をもって証明してください。

(１) 資金計画より	(２) 短期・長期資金計画より
$\textcircled{A} + \textcircled{B} + \textcircled{C} = \text{_____千円}\cdots\textcircled{E}$ $\textcircled{E} - \textcircled{D} = \text{_____千円}\cdots\textcircled{F}$ $\textcircled{F} \times 2 \text{割} = \text{_____千円}\cdots\textcircled{G}$	$\textcircled{H} = \text{_____千円}$

よって、㊸+㊹ = _____ 千円 < 預金残高証明書（自己資金＋寄附金）
 （注）「（１）資金計画」内の「自己資金（※イ）」欄及び「寄附金（※ウ）」欄の合計が
 ㊸に相当する額以上となるような計画にする必要があります。

6. 施設運営計画

※令和６年４月１日から義務化された各事項および令和６年度介護報酬改定により規定された事項を踏まえた内容とすること。

利用者等へ必要な情報提供を行う仕組み
サービスの質の向上策
苦情解決の仕組み
利用者の権利擁護に対する取組み

人員確保・職員研修等の取り組み
家族・地域との交流
他の介護・医療・福祉サービス事業者、利用者の主治医との連携
その他

※人員配置予定表（別紙２８【様式８】）を添付してください。

※人員確保の具体的スケジュール（別紙２９）を添付してください。

※職員研修の具体的スケジュール（別紙３０）を添付してください。

また、令和６年度に実施した職員研修の実施実績（別紙３１）を添付してください。

※協力医療機関等がある場合は、同意書（別紙３２【参考様式】）を添付してください。

※開設予定地周辺住民（自治会等）への説明経緯（別紙３３【参考様式】）を添付してください。少なくとも、各地区連合自治会長と各町自治会長には開設申出書を提出する旨を報告して下さい。

※地元同意書が得られれば、別紙３４として添付してください。

7. 防災対策について

非常災害対策に関する取り組みについて、検討されていることを、具体例を踏まえて記入ください。（防災対策、避難訓練の実施、避難計画など）

※令和6年4月1日から義務化された各事項を踏まえた内容とすること。

※予定地が災害イエローゾーンに含まれる場合は、それを踏まえた内容とすること。

8. 感染症などの対策について

感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための取り組みについて、検討されていることを、具体例を踏まえて記入ください。（施設の消毒頻度・発生時の対応方法など）

※令和6年4月1日から義務化された各事項を踏まえた内容とすること。

9. 施設（法人）設立準備事務所 ※既設法人は記入不要

事務所の所在地		
担当者氏名		
連絡先	電話	FAX
	E-mail	

10. 特別養護老人ホーム等において利用者負担第4段階の入所者から徴収する
居住費、食費等について

施 設	地域密着型特別養護老人ホーム	ショートステイ
居住費	_____円/日	_____円/日
食 費	_____円/日	_____円/日
その他： (〇〇〇) 費	_____円/日	_____円/日
その他： (△△△) 費	_____円/日	_____円/日
その他： (□□□) 費	_____円/日	_____円/日
<算出内訳>		

※全ての費用は、消費税の増税や費用基準額等の変更などを除き、原則として開設日から
5年間については、変更不可能とします。

※算出内訳については詳細に記入すること。別紙に記入しても構いません。

※必要に応じて、欄を追加して下さい。

欠格事項非該当誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 姫 路 市 長

申出者 住 所

法 人 名

理事長 (予定者)

理事長 (予定者)、役員及び施設長 (管理者) 予定者等が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【社会福祉法の欠格事項該当者】

(参考：社会福祉法第 4 4 条第 1 項)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

(参考：社会福祉法第 4 0 条第 1 項)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第百二十八条第一号二及び第三号において「暴力団員等」という。)

【介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項の欠格事項該当者】

(参考：介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項)

- 4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。))に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
 - 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
 - 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該

- 処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号

の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

【姫路市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員並びこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者】

(参考：姫路市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

○ 既存特別養護老人ホームの運営実績

様式3

運営している特別養護老人ホームが複数ある場合は、直近開設の特別養護老人ホームの実績を記載してください。

基準日 令和7年8月1日 現在

施設名	
所在地	
開設年月日	
種別	従来型 ・ ユニット型 ・ 混合型
定員	特養 人 ショートステイ 人

1 職員

(1) 配置数

	常勤	非常勤	常勤換算
施設長			
医師			
生活相談員			
介護職員			
看護職員			
栄養士			
管理栄養士			
機能訓練指導員			
介護支援専門員			
事務員			
調理員			
その他			

※ 基準日時点の職員の常勤、非常勤別の配置数を記載してください。

(2) 経験年数

施設長	年 月
生活相談員	年 月
介護職員	年 月
看護職員	年 月
機能訓練指導員	年 月
介護支援専門員	年 月

※ 基準日時点の上記職種の職員の社会福祉事業（看護職員については看護業務）の経験年数を平均値で記載してください。

2 入所者

(1) 入所者数

	入所者	うち、入院患者	短期入所利用者
人数			

※ 基準日時点の入所者、利用者数を記載してください。

(2) 要介護度

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
人数						

※ 基準日時点の入所者（短期入所を除く）の介護度別の人数を記載してください。

(3) 所得階層

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	合計
人数					

※ 基準日時点の入所者（短期入所を除く）の所得階層別の人数を記載してください。

3 その他

(1) 社会福祉法人等による居住費等の利用者負担額軽減制度について

対象サービスとして	1 実施している	2 実施していない
いずれかに○を付けて下さい		

(2) 利用者負担第4段階の入所者から徴収する居住費・食費

	特別養護老人ホーム	ショートステイ
居住費	円／日	円／日
食費	円／日	円／日

(3) 入所者から徴収している日常生活費の項目・金額

項目		
金額	円／日(回)	円／日(回)

※必要に応じて、欄を追加して下さい。単位も変更して下さい。(月・日・回)

創設：様式４、増床：様式３）

施設予定地の取得見込み

所在地	地目	面積	所有者		取得する方法 (該当方法を○で囲むこと)	抵当権・根抵当権等の設定
			氏名	社会福祉法人との関係		
		m ²			1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	
					1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	
					1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	
					1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	
					1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	
					1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	

望ましい設計例等の一覧

【様式5】

施設種別を選択↓

項目	留意点	特養	特定施設	GH	小多機 看多機	
		ユニット型				
施設の玄関	(感染予防) 手洗いを設置すること	○	○	○	○	
ゾーニング	(感染予防) ユニット入り口に玄関室(感染症発生時のガウンなどの着脱場所・イエローゾーンとして活用)を設置すること	○		○		
ユニット	(労働環境) 各フロアのユニット数(併設ショート含む)は偶数を基本とすること	○				
空間構成	(ユニット型施設としての空間構成) プライベートスペース、セミプライベートスペース、セミパブリックスペース及びパブリックスペースが、それぞれ区分されていること	○		○		
居室 (宿泊室)	(利用者処遇) 温度、湿度、照明、採光及び通風が、利用者の好みに合わせられるようになっていること	○	○	○	○	
	(利用者処遇) 利用者の特性に合わせベッドの配置が変えられること	○	○	○	○	
	(居住環境) 利用者自身の家具等の持ち込みが可能な間取りであること	○	○	○		
	(防災対策) 掃き出し窓とすること(2階以上は周回バルコニーがある場合)	○	○	○	○	
食堂等共用部	(感染予防) 24時間換気が可能な設備を設置すること	○	○	○	○	
共同生活室等	(利用者処遇) 中廊下の幅で通路を確保し、通路を除いた部分で、ユニット内の入居者が一堂に会することができる形状と広さを確保すること	○		○		
	(利用者処遇) 利用者の多様な生活習慣に合わせた、小上がりや畳スペース等を設けること	○		○		
	(利用者処遇) 各ユニットの入口は、施設的ではなく自宅のような雰囲気があること	○		○		
	(利用者処遇) 各ユニットの入口の外からの視線を遮るような構造や工夫がなされていること	○		○		
	(利用者処遇) キッチン、共同生活室と対面で利用者と視線が合う構造であること	○		○		
	(利用者処遇) 他のユニットを通行することなく、施設内を移動できること	○		○		
	(労働環境・利用者処遇) 記録作成の作業スペースを設けること ただし、共同生活室以外で設けるか、共同生活室に設けるとしても、利用者から見えないような配慮がされていること	○		○		
	(労働環境) 記録作成の作業スペースを設けること		○		○	
浴室	(利用者処遇) 脱衣室を設け、暖房設備等を設置すること	○	○	○	○	
	(利用者処遇) 浴槽と脱衣室のプライバシーを確保すること	○	○	○	○	
	(労働環境) リフトなど、介護職員の負担を軽減させる器具を導入すること	○	○	○	○	
	(労働環境) 2方向又は3方向介護が可能な浴槽の位置にすること	○	○	○	○	
洗面設備	(利用者処遇) 居室のほか、共用部分にも設置すること	○	○	○	○	

施設種別を選択↓						
項目	留意点	特養	特定施設	GH	小多機 看多機	
		ユニット型				
トイレ	(利用者処遇) ユニット内に概ね3人に1つ(10人で3つ)を分散して配置すること ※各居室に設置する場合は満たすものとする	○		○		
	(利用者処遇) 片麻痺の利用者のため、トイレごとに便器の配置を変えること	○	○	○	○	
汚物処理室	(感染予防) 汚物を共同生活室等に持ち込まず、直接外部に搬出しやすい動線とすること	○	○	○	○	
	(感染予防) 洗濯室や浴室に近接して設置すること	○	○	○	○	
調理室	(感染予防) 調理職員専用のトイレ、洗面所、休憩室を設けること	○	○			
バルコニー	(防災対策) 周回バルコニーとし、避難用の外部階段を設置すること ※平屋の場合は満たすものとする	○	○	○	○	
各所水栓	(感染予防) 非接触型(センサー型)の水栓を採用すること	○	○	○	○	
その他	(感染予防) 陰圧機能を備えた静養室等を設置すること ※各居室・宿泊室に設置する場合は満たすものとする	○	○	○	○	
	(防災対策) 非常用自家発電設備を設置すること	○	○	○	○	
	合計	30	20	28	18	0

※一番右の欄に整備予定施設種別を選択し、計画で満たそうとする「望ましい設計例等」にチェックをつけてください。

※チェックした内容について、「望ましい設計例等」を満たしていることを、平面図に図示することなどにより証明してください。

(参考様式)

土地・建物等に関する関係機関との事前協議の状況について

土地利用に関して、都市計画法、消防法、地区協定等の各種法令の適用状況及び指導の概要は以下のとおりです。

なお、本書の提出をもって、記載の内容について関係機関等に照会を行うことに同意したものとみなします。

説明日時	相談・協議相手	相談・協議の概要（各種法令の適用状況、指導の内容等）
月 日		
今後の説明予定		

建築に関して、建築基準法、消防法等各種法令の適用状況及び関係機関の指導概要は、以下のとおりです。

説明日時	相談・協議相手	相談・協議の概要（各種法令の適用状況、指導の内容等）
月 日		
今後の説明予定		

短期収支計画書

法人名：

事業種別：

〇〇〇〇年度

(単位：千円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	介護報酬 計（利用者負担1～3割分含む）												
	利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計												
	（利用者負担内訳） 〇〇費												
	〇〇費												
	その他収入 計												
	（その他収入内訳） 〇〇費												
	〇〇費												
収入 合計（1）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費支出												
	事務費支出												
	うち、業務委託費												
	うち、修繕費												
	事業費支出												
	うち、給食費												
	うち、水道光熱費												
支出 合計（2）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計（3）=(1)-(2)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画	借入金利息支出（4）												
	借入金元金償還金支出（5）												
	借入金支出額 計（6）=(4)+(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当月分収支差額 計（7）=(3)-(6)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計（8）=(7)+前月分(8)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

長期収支計画書

法人名： 事業種別： 地域密着型特別養護老人ホーム

(単位：千円)

項 目		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
	介護報酬 計（利用者負担1～3割分含む）										
	利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計										
	（利用者負担内訳） ○○費										
	○○費										
	その他収入 計										
	（その他収入内訳） ○○費										
	○○費										
収入 合計（1）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費支出										
	事務費支出										
	うち、業務委託費										
	うち、修繕費										
	事業費支出										
	うち、給食費										
	うち、水道光熱費										
支出 合計（2）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計（3）=（1）-（2）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画	借入金利息支出（4）										
	借入金元金償還金支出（5）										
	借入金支出額 計（6）=（4）+（5）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度収支差額 計（7）=（3）-（6）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計（8）=（7）+前年度（8）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(1/2)

運転資金（千円） 0 ←開設申出書「8.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」欄はこの金額以上を確保してください。

長期収支計画書

(単位：千円)

項 目		2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度
	介護報酬 計（利用者負担1～3割分含む）										
	利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計										
	（利用者負担内訳） ○○費										
	○○費										
	その他収入 計										
	（その他収入内訳） ○○費										
	○○費										
収入 合計（1）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費支出										
	事務費支出										
	うち、業務委託費										
	うち、修繕費										
	事業費支出										
	うち、給食費										
	うち、水道光熱費										
支出 合計（2）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計（3）=(1)-(2)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画	借入金利息支出（4）										
	借入金元金償還金支出（5）										
	借入金支出額 計（6）=(4)+(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度収支差額 計（7）=(3)-(6)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計（8）=(7)+前年度(8)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2/2)

長期収支計画書

法人名： (福)〇〇会 事業種別： 地域密着型特別養護老人ホーム

注1

注2

注3

(単位：千円)

項 目		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
収入	介護報酬 計（利用者負担1～3割分含む）	207,463	289,820	289,820	289,820	289,820	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計	85,162	107,966	107,966	107,966	107,966	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	（利用者負担内訳） 食費										
	居室費										
	その他収入 計										
	（その他収入内訳） 〇〇費										
支出	〇〇費										
	収入 合計（1）	292,625	397,786	397,786	397,786	397,786	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	人件費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	258,560	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	事務費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	47,734	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	うち、業務委託費	XXX,XXX	XXX,XXX	23,469	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	うち、修繕費	XXX,XXX	XXX,XXX	4,773	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
償還計画	事業費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	63,645	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	うち、給食費	XXX,XXX	XXX,XXX	27,447	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	うち、水道光熱費	XXX,XXX	XXX,XXX	18,298	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	支出 合計（2）	XXX,XXX	XXX,XXX	369,939	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	収支差額 合計（3）=(1)-(2)	XXX,XXX	XXX,XXX	27,847	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	借入金利息支出（4）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
当年度収支差額	借入金元金償還金支出（5）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	借入金支出額 計（6）=(4)+(5)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	当年度収支差額 計（7）=(3)-(6)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
累積収支差額 計（8）=(7)+前年度(8)		XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX

運転資金（千円）
((2)×2/12)

61,657

←開設申出書「8.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」欄はこの金額以上を確保してください。

長期収支計画書 作成上の留意点

(注1) 実施する全ての介護保険事業について、事業別に作成すること。
特別養護老人ホームは、従来型、ユニット型の別を明記すること。

(注2) 20年分(西暦2046年度まで) 記入すること。

(注3) 西暦2029年度を基準年度(満床に近い状態での想定)とする。
(※2か年計画の場合は、2030年度を基準年度とする)

(注4) 利用者負担やその他の収入の内訳を、科目名を追加して記入すること。
見込んだ金額について、別紙(様式自由)により積算根拠を作成すること。

(注5) 西暦2029年度「支出 合計(2)」欄の12分の2以上を当該計画に必要な運転資金とする。

開設申出書「8. 事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」はこの金額(2/12か月分)以上とし、かつその金額を自己資金として確保すること。

※3/12か月分以上確保していることが望ましい。

(例) 運転資金	=	(2029年度支出合計)	×	2/12	か月
	=	369,939 千円	×	2/12	か月
	=	61,657 千円			

(注6) 必要に応じて「収入」「支出」「償還計画」の積算根拠を別紙(様式自由)により作成すること。

(様式 8)

人員配置（地域密着型創設）

(単位：人)

特別養護老人ホーム（ショートステイ含む）				指定特定施設			
職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)	職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)
施設長				管理者			
医師							
生活相談員				生活相談員			
介護支援専門員				計画作成担当者			
介護職員				介護職員			
看護職員				看護職員			
栄養士・管理栄養士							
機能訓練指導員				機能訓練指導員			
事務員							
調理員							
その他の職員				その他職員			
合計				合計			
宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)			宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)		

(様式 8)

人員配置 (地域密着型創設)

(単位 : 人)

認知症高齢者グループホーム				看護小規模多機能型居宅介護事業所			
職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)	職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)
管理者				管理者			
計画作成担当者				介護支援専門員			
介護職員				介護職員			
				看護師			
				准看護師			
				保健師			
その他職員				その他の職員			
合計				合計			
宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)			宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)		

人員配置（地域密着型創設）

（単位：人）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)
管理者			
オペレーター			
訪問介護員 (随時・定期)			
看護職員			
その他職員			
合計			

人員配置（地域密着型創設）

(単位：人)

特別養護老人ホーム（ショートステイ含む）				指定特定施設			
職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A)+(B)	職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A)+(B)
施設長	1		1.0	管理者	1		1.0
医師		1(0.1)	0.1				
生活相談員	1		1.0	生活相談員		1(0.5)	0.5
介護支援専門員	1		1.0	計画作成担当者	1		1
介護職員	12	7(4.5)	16.5	介護職員	7	3(1.8)	8.8
看護職員	1	1(0.5)	1.5	看護職員	1	1(0.5)	1.5
栄養士・管理栄養士	1		1.0				
機能訓練指導員	1	2(0.5)	1.5	機能訓練指導員		1(0.8)	0.8
事務員	1		1.0				
調理員		6(4.0)	4.0				
その他の職員				その他職員			
合計	17	15(10.0)	27.0	合計	10	6(3.6)	13.6
宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ―― 業務委託 ――)			宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ―― 業務委託)		

<記載例>

(様式 8)

人員配置 (地域密着型創設)

(単位 : 人)

認知症高齢者グループホーム				看護小規模多機能型居宅介護事業所			
職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)	職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)
管理者	1		1.0	管理者	1		1.0
計画作成担当者	1	1 (0.2)	1.2	介護支援専門員	1	1 (0.8)	1.8
介護職員	7	14 (6.0)	13	介護職員	5	7 (4.8)	9.8
				看護師	1	1 (0.8)	1.8
				准看護師	1		1
				保健師			
その他職員				その他の職員			
合計	9	6.2	15.2	合計	9	9 (6.4)	15.4
宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)			宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)		

人員配置（地域密着型創設）

(単位：人)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)
管理者	1		1.0
オペレーター	1	3(1.1)	2.1
訪問介護員 (随時・定期)	8	7(4.8)	12.8
看護職員	1	2(1.2)	2.2
その他職員			
合計	11	12(7.1)	18.1

協力医療機関 同意書

(法人名) 社会福祉法人ケア姫路会 が行う (施設名) 特別養護老人ホームケア姫路 の整備事業計画について、姫路市より介護保険法に基づく指定を受ける場合は、協力医療機関として下記の事項について協力することに同意する。

(同意事項にチェック)

- ☐ 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する。
- ☐ 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保する。
- ☐ 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保する。

※ (地域密着型) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は不要

(上記のうち、同意に至っていない事項について)

- ☐ (経過措置期間である) 令和 9 年 3 月 31 日までに協議を行う。
- ☐ 上記同意事項以外は同意しない。(改めて協議を行う予定なし)

令和 年 月 日

医療機関	所在地	<u>姫路市安田四丁目 1 番地</u>
	法人名 (病院名)	<u>医療法人姫路しらさぎ会 (姫路安田しらさぎ病院)</u>
	代表者	<u>理事長 白鷺 太郎 印</u>

(代表者の自署があるときは押印不要)

(参考様式)

設置予定地周辺住民（自治会等）への説明経緯について

設置予定地の説明・折衝状況

説明日時	相手方	説明内容及び質疑応答（意見、要望等）
月 日		
今後の説明予定		

特別養護老人ホーム改修等計画書

◎提出書類一覧表 特別養護老人ホームの増床

番号	様式	書 類 名	内 容	チェック欄
改修等計画書				☐
●事業者関係				
1	○	経歴書	経歴書（代表者及び管理者、計画作成担当者）【様式1】	☐
2	○	誓約書	（代表者または管理者の変更がある場合のみ） 欠格事項非該当誓約書【様式2】 増床後の定員が29人以下⇒（地域密着型）、30人以上⇒（広域型）	☐
3		決算書類	決算書類（貸借対照表・損益計算書・財産目録） ※直近3期分	☐
4		監査・指導状況	既存事業の関係行政庁の監査及び指導状況等 ※令和4～6年度分 ※行政庁からの監査結果通知とそれに対する改善報告書を添付。	☐
●土地関係				
5		住宅地図	住宅地図（縮尺：1／2500程度、A4用紙） （設置予定地が中心となるようにし、赤で囲むこと）	☐
6		周辺環境写真	周辺環境写真（外観などを撮影し、A4用紙に貼付。撮影箇所を別紙住宅地図に示すこと）	☐
7		都市計画図	都市計画図（設置予定地を赤で囲むこと）	☐
8		土地登記簿	土地登記簿謄本（土地履歴事項全部証明書）	☐
9		字限図	字限図（設置予定地を赤で囲むこと）	☐
10		ハザードマップ	ハザードマップ拡大図（設置予定地を赤で囲むこと）	☐
11		現況写真	（※敷地拡大・増築を伴う場合） 現況写真（設置予定地を周囲4方向から撮影し、A4用紙に貼付。 方向を別紙住宅地図に示すこと）	☐
12	○	取得見込み	（※敷地拡大・増築を伴う場合のみ）設置予定地の取得見込み 【様式3】 【贈与・売買の場合】 贈与・売買契約書、所有権移転登記確約書、抵当権抹消確約書 【賃借・無償貸与の場合】 賃借・無償貸与予約書、抵当権抹消確約書	☐
●建物関係				
13		配置図	設置予定地内配置図（縮尺：1／200） ※A3用紙でも収まらない場合のみ、縮小すること	☐
14		平面図	各階平面図（縮尺：1／200） ※A3用紙でも収まらない場合のみ、縮小すること	☐
15		既存建物写真	（※既存建物を利用した増床の場合のみ） 予定部屋の現況写真	☐
16		建物登記簿	建物登記簿謄本（建物履歴事項全部証明書）	☐
17		工程表	増床にかかる整備スケジュール・工程表	☐
18	○	事前協議状況	（※敷地拡大・増築を伴う場合） 土地・建物に係る関係機関との事前協議の状況【参考様式】	☐

番号	様式	書 類 名	内 容	チェック欄
●資金関係				
19		法人名義預金残高証明書	(※自己資金がある場合) 法人名義の預金残高証明書等 (R7. 4. 1付、R7. 10. 1付の2種類)	☐
20		寄付預金残高証明書	(※寄付がある場合) 寄付の確約書、 寄付予定者の預金残高証明書等 (R7. 4. 1付、R7. 10. 1付の2種類)	☐
21		金融機関等確約書	(※借入を行う場合) 金融機関等の確約書等	☐
22		償還計画表	(※借入を行う場合) 借入金の償還計画表	☐
23	○	収支計画書	短期 (12ヶ月) 【様式4】 および長期 (20年) 【様式5】 の収支計画書	☐
24		備品等内訳書	備品購入費および開設準備経費の内訳書	☐
●その他				
25		人員確保スケジュール	人員確保の具体的スケジュールを記載した書面 (想定新規雇用人数および介護資格所持状況等を記したもの)	☐
26		職員研修スケジュール	職員研修の具体的スケジュールを記載した書面 (開設前および開設後1年間のもの)	☐
27		職員研修実績	職員研修の実績がわかる書類 (令和6年度実績)	☐
28	○	住民説明経緯	(※別棟を建設・改修する場合のみ) 設置予定地周辺住民 (自治会等) への説明経緯 【参考様式】	☐
29		住民同意書	(※別棟を建設・改修する場合のみ) 周辺住民 (自治会等) 同意書等	☐

【ファイルの場合】

- ※ 1冊ずつファイリングし、ファイルの表紙と背面に『令和8年度特別養護老人ホーム改修等計画書』、圏域名、小学校区名及び法人名を記入して下さい。
- ※ 提出書類一覧表を先頭に綴じて下さい。
- ※ 添付されている資料はチェック欄にチェックして下さい。
- ※ 提出書類一覧表の上から順に綴じて、項目番号のインデックスを付けて下さい。
- ※ 提出書類は、原則A4用紙で準備してください (ただし、図面等はA3用紙に収まる縮尺とする)。

【CD-ROMの場合】

- ※ 表面に『令和8年度特別養護老人ホーム改修等計画書』、圏域名、小学校区名及び法人名を記入又は貼付して下さい。
- ※ 提出書類一覧表の番号ごとにフォルダを作成し、ファイルに綴じた書類等をPDF化したものを格納してください。なおフォルダ名について、改修等計画書は「0_改修等計画書」とし、それ以外は上記の「(番号)_(書類名)」としてください。
- ※ 提出書類一覧表のみ、チェック欄にチェックし、PDF化したものをそのまま格納してください。(フォルダは不要)

特別養護老人ホーム改修等計画書

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市長

ふりがな
申出者 法人名 _____

代 表 者 _____

所 在 地 〒 _____

電話番号 _____

1. 施設を増床する動機・熱意及び増床後の事業運営の基本方針について
※ユニット型と従来型（個室・多床室）のいずれで整備するかを明記し、それぞれについて施設の実情や入所者へのサービスの提供上の必要性を具体的に説明すること。

増床しようとする動機・熱意
増床後の事業運営の基本方針（既存サービスや既存施設で対応できなかった ニーズについての考え方など）

2. 法人の状況

(1) 概 要

法 人 名	
主たる事務所の所在地	
法人の種別	
定款に掲げる主な事業	

※法人の決算書を直近3期分添付し、社会福祉法人以外は、会計監査人の証明や、法人税の申告書別表様式等、内容を証明できる資料を添付してください。(別紙3)

※既存事業への関係行政庁の監査及び指導状況等について、令和4～6年度の資料(監査結果通知と改善報告書)を添付してください。(別紙4)

(2) 代表者

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
職 業			

※経歴書を添付してください。(別紙1【様式1】)

※増床に際して代表者または管理者の変更がある場合は、欠格事項非該当誓約書を添付してください。(別紙2【様式2】)

※増床後の定員が29人以下⇒(地域密着型)、30人以上⇒(広域型)を使用。

(3) 管理者

氏名	
住所	
生年月日	
職 業 (現在の勤務先等)	
氏名	
住所	
生年月日	
職 業 (現在の勤務先等)	

※経歴書を添付してください。(別紙1【様式1】)

※管理者については休職・退職といったやむを得ない場合を除き、開設前の変更は認めません。さらに開設後も最低1年間は管理者としての職務を全うし、退任する場合は十分な引き継ぎを行ってください。

(4) 計画作成担当者

氏名	
住所	
生年月日	
職 業 (現在の勤務先等)	
氏名	
住所	
生年月日	
職 業 (現在の勤務先等)	

※経歴書を添付してください。(別紙1【様式1】)

※ユニットごとに計画作成担当者を配置する場合は、それぞれ記載してください。

(5) 役員名簿

役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		
役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		
役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		
役職・氏名・生年月日		年 月 日
住 所		

※必要に応じて適宜行を追加してください。

(6) 担当者氏名

氏 名		
事務所の所在地		
申出者の連絡先	電話	F A X
	E-mail	

3. 施設の状況

(1) 施設の状況

住 所	姫路市	
日常生活圏域名	圏域	小学校区
区 域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外	
用途地域		
所 有 者	☐ 法人の所有 ☐ 法人以外の所有	
駐車場の場所	☐ 施設予定地内 台分 ☐ 施設予定地外 台分 (所 在 地) (所有形態) (面 積) m ²	
災害ゾーンの確認 (レッド・イエロー) ※土砂・洪水・ 津波・高潮	☐ どちらにも含まれない ☐ 災害レッドゾーンに含まれる ☐ 災害イエローゾーンに含まれる → (災害イエローゾーンに含まれる場合) ☐ 土砂災害警戒区域又は１メートル以上の浸水想定区域等 → ☐ 下記のⅠ・Ⅱ・Ⅲを全て満たす ☐ いずれかを満たさない ☐ １メートル未満の浸水想定区域等 → ☐ Ⅱ・Ⅲをとともに満たす ☐ どちらかを満たさない Ⅰ) 災害イエローゾーン以外での事業用地取得が困難 (理由：) Ⅱ) 被災リスク防止軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画 Ⅲ) 被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画	

※住宅地図を添付すること。(別紙5、予定地を赤で囲む)

※周辺環境がわかる写真（周囲4方向から撮影）をA4用紙に添付すること。

(別紙 6、撮影場所を住宅地図に記入)

※都市計画図の写しを添付すること。(別紙7、予定地を赤で囲む)

埋蔵文化財包蔵地や都市計画公園、計画道路予定地は区域を図示してください。

※土地履歴事項全部証明書及び字限図を添付すること。(別紙 8・9、予定地を赤で囲む)

※ハザードマップ拡大図を添付すること。(別紙１０、予定地を赤で囲む)

(2) 予定地の取得見込み(増床に伴う敷地拡大・増築を伴わない場合は記入不要)

予定地所有者	☐ 法人の所有	☐ 法人以外の所有
--------	--------------------------------	----------------------------------

法人以外の 所有の場合	☐ 所有者から取得予定 ☐ 所有者との賃貸借・使用貸借契約を締結予定（約 年間） ☐ その他（ ）
建ぺい率	%
容 積 率	%

※予定地の現況が分かる写真をA4用紙に添付すること。（別紙11、予定地を赤で囲む）
 ※法人以外の所有の場合、状況に応じて別紙12を添付してください。
 ※抵当権、根抵当権が設定されている場合は、抵当権者の抹消確約書（別紙12）を添付してください。

4. 事業所の形態について

開設予定日	令和 年 月 日	
既存の施設種別及 び定員	（施設種別） 例：特別養護老人ホーム（従来型） 併設ショートステイ	（定員・ユニット数・か所） 50人 10人
現在の 要介護度別割合 （R7.10.1現在）	要介護3 人 要介護4 人 要介護5 人 計 人	
増床後の施設種別 及び定員	（施設種別） 例：特別養護老人ホーム（従来型） 特別養護老人ホーム（ユニット型） 併設ショートステイ	（定員・ユニット数・か所） 50人 20人・2ユニット 10人
増床後の要介護度 別割合（見込み）	要介護3 人程度 要介護4 人程度 要介護5 人程度 計 人程度	
併設事業所	☐ なし ☐ あり（ ）	
建物の構造	建物の構造 造り 階建て 延べ床面積 m ²	
居室・宿泊室 ※内法面積	合計 m ² （1名当り平均 m ² ）	

居間及び食堂 ※内法面積	合計	m ² (1名当り平均	m ²)
-----------------	----	------------------------	------------------

※配置図及び平面図（別紙１３・１４、ともに縮尺２００分の１を厳守）を添付してください。ただし、Ａ３用紙に収まらない場合は縮小すること。

※平面図は施設種別、専用部分、共用部分に応じて色分けして下さい。また、必要と思われる設備・備品（浴槽、洗面台、便器、ベッド、食卓、キッチンなど）の位置・方向についても、詳細に記載してください。

※既存建物の現況がわかる写真（別紙１５）をＡ４用紙に添付し、必要に応じて別紙１６を添付してください。

※開設に至る整備スケジュール・工程表（別紙１７）を添付してください。

※（敷地拡大・増築を伴う場合）土地・建物にかかる関係機関との事前協議が必要な場合は、その状況について別紙１８【参考様式】を添付してください。

※（別棟を建設・改修する場合）設置予定地の周辺住民（自治会等）への説明を行い、その経緯について別紙２８【参考様式】を添付してください。

その結果同意が得られた場合は別紙２９として添付してください。

５．事業計画（この様式によりがたい場合は独自作成も可能です。）

（１）資金計画（増床に伴う費用が発生しない場合は記入不要）

整備事業費		資金計画	
用地取得費	千円	①補助金	〇千円
用地造成費	千円	自己資金 ※イ	千円
④建設工事費	千円	寄附金 ※ウ	千円
⑤備品購入費および 開設準備経費 ※ア	千円	福利医療機構 借入金	千円
⑥設計監理費	千円	民間等借入金	千円
		その他（ ）	千円
合 計	千円	合 計	千円

※ アについては、備品購入費および開設準備経費の内訳を添付してください。（別紙２４）

※ イについては法人の「R7.4.1付」および「R7.10.1付」の２種類の預金残高証明書を添付してください。（別紙１９）

※ ウについては寄附予定者の「R7.4.1付」および「R7.10.1付」の２種類の預金残高証明書を添付してください。（別紙２０）

※ 全ての借入金や寄附金について確約書等があれば添付してください。（別紙２０、２１）

（２）短期・長期収支計画

事業収支計画	① 短期収支計画書（１月ごと１２ヶ月間）【様式４】 ② 長期収支計画書（１年ごと２０年間）【様式５】 ※ 別紙２３として作成してください。 ※ 借入金の償還計画書を添付してください。（別紙２２）
--------	--

増床後3年度目における運転資金等の必要見込金額	千円 …⑧ (年度事業費支出の12分の1以上)に相当) ※ 別紙23【様式5】の長期収支計画書の3年度目の金額と整合性を保ってください。	
寄附予定者 (整備資金)	(氏名) (法人との関係) (寄附予定額)	千円
		千円
	合 計	千円
寄附予定者 (運転資金)	(氏名) (法人との関係) (寄附予定額)	千円
		千円
	合 計	千円
※次の「⑧及び⑨」に相当する金額以上を現に有していること」を自己資金及び寄附金の預金残高証明書(R7.10.1付)をもって証明してください。		
(1) 資金計画より	(2) 短期・長期資金計画より	
⑧+⑨+⑩ = 千円…⑪ ⑪-⑫ = 千円…⑬ ⑬×2割 = 千円…⑭	⑨ = 千円	
よって、⑭+⑨ = 千円 < 預金残高証明書(自己資金+寄附金) (注)「(1) 資金計画」内の「自己資金(※イ)」欄及び「寄附金(※ウ)」欄の合計が⑭に相当する額以上となるような計画にする必要があります。		

6. 増床後の人員配置(予定を含む)

管理者(常勤)	専 従 ・ 兼 務 (兼務する職種)
介護支援専門員 (計画作成担当者)	(1) 常勤 人・非常勤 人 (常勤換算 人) (2) 専従・兼務 (兼務する職種)
介護職員	(1) 常勤 人・非常勤 人 (常勤換算 人) (2) 介護福祉士 人、訪問介護員 人 その他 人
看護師又は准看護師	(1) 常勤 人・非常勤 人 (常勤換算 人) (2) 専従・兼務 (兼務する職種)

7. 介護報酬以外に徴収する費用について

金額変更の予定があれば、変更前と変更後が分かるように記入してください。

事業所	変更前	→	変更後
宿泊に要する 費用・居住費	円／日	→	円／日
食費・食材料費	円／日	→	円／日
敷金等	円／日	→	円／日
その他： (〇〇〇) 費	円／日	→	円／日
その他： (△△△) 費	円／日	→	円／日
その他： (□□□) 費	円／日	→	円／日
＜算出内訳＞			

※全ての費用は、消費税の増税ややむを得ない事情がある場合を除き、原則として増床日から5年間については、変更不可能とします。

※算出内訳については詳細に記入してください。その他の徴収費用については行を追加するなどして、全て記載してください。必要に応じて単位（月・回）の変更も可能です。

8. 利用者・家族・地域との交流

利用者・家族・地域との交流に関する取り組みについて記入してください。

利用者・家族との交流に関する取り組みについて
地域との交流に関する取り組みについて

9. 姫路市・地域包括支援センターとの連携・情報提供

姫路市や地域包括支援センターとの連携・情報提供に関する取り組みについて記入してください。

10. 医療機関等との連携

他の介護・福祉・医療サービスや主治医等との連携について、記入してください。

※令和6年度介護報酬改定により規定された事項を踏まえた内容とすること。

11. 特別養護老人ホーム等において利用者負担第4段階の入所者から徴収する 居住費、食費等について

施 設	特別養護老人ホーム	ショートステイ
居住費	_____円/日	_____円/日
食 費	_____円/日	_____円/日
その他： (〇〇〇) 費	_____円/日	_____円/日
その他： (△△△) 費	_____円/日	_____円/日
その他： (□□□) 費	_____円/日	_____円/日

＜算出内訳＞		
--------	--	--

※全ての費用は、消費税の増税や費用基準額等の変更などを除き、原則として開設日から5年間については、変更不可能とします。

※算出内訳については詳細に記入すること。別紙に記入しても構いません。

※必要に応じて、欄を追加して下さい。

12. 人員確保・職員研修等について

※令和6年4月1日から義務化された各事項を踏まえた内容とすること。

人員確保、職員研修等の取り組み

※人員確保の具体的スケジュールを記載した書面を添付してください。（別紙25）

※職員研修の具体的スケジュールを記載した書面を添付してください。（別紙26）

また、令和6年度に実施した職員研修の実施実績を添付してください。（別紙27）

13. 防災対策について

非常災害対策に関する取り組みについて、記入してください。

（消防設備等の防災対策、避難訓練の実施、非常災害に関する具体的計画など）

※令和6年4月1日から義務化された各事項を踏まえた内容とすること。

※予定地が災害イエローゾーンに含まれる場合は、それを踏まえた内容とすること。

欠格事項非該当誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 姫 路 市 長

申出者 住 所

法 人 名

理事長 (予定者)

理事長 (予定者)、役員及び施設長 (管理者) 予定者等が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【社会福祉法の欠格事項該当者】

(参考：社会福祉法第 4 4 条第 1 項)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

(参考：社会福祉法第 4 0 条第 1 項)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第百二十八条第一号二及び第三号において「暴力団員等」という。)

【介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項の欠格事項該当者】

(参考：介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項)

- 4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。))に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
 - 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
 - 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該

- 処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号

の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

【姫路市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員並びこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者】

(参考：姫路市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

欠格条項非該当申出書

令和 年 月 日

(あて先) 姫 路 市 長

申出者 住 所

法 人 名

理事長 (予定者)

理事長 (予定者) 及び施設長 (管理者) 予定者等が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【社会福祉法の欠格事項該当者】

(参考: 社会福祉法第 44 条第 1 項)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

(参考: 社会福祉法第 40 条第 1 項)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令に定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

【介護保険法第 86 条第 2 項の欠格事項該当者】

(参考: 介護保険法第 86 条第 2 項)

- 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。
 - 一 第八十八条第一項に規定する人員を有しないとき。
 - 二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。
 - 三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三の三 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金の全て (当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。) を引き続き滞納している者であるとき。
 - 四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の

整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第三号、第三号の二又は前号に該当する者

ハ この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者

ニ 第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ホ 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

【姫路市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員並びこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者】

（参考：姫路市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

創設：様式4、増床：様式3）

施設予定地の取得見込み

所在地	地目	面積	所有者		取得する方法 (該当方法を○で囲むこと)	抵当権・根抵当権等の設定
			氏名	社会福祉法人との関係		
		m ²			1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	
					1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	
					1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	
					1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	
					1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	
					1 寄付 2 購入 3 その他（ ）	

(参考様式)

土地・建物等に関する関係機関との事前協議の状況について

土地利用に関して、都市計画法、消防法、地区協定等の各種法令の適用状況及び指導の概要は以下のとおりです。

なお、本書の提出をもって、記載の内容について関係機関等に照会を行うことに同意したものとみなします。

説明日時	相談・協議相手	相談・協議の概要（各種法令の適用状況、指導の内容等）
月 日		
今後の説明予定		

建築に関して、建築基準法、消防法等各種法令の適用状況及び関係機関の指導概要は、以下のとおりです。

説明日時	相談・協議相手	相談・協議の概要（各種法令の適用状況、指導の内容等）
月 日		
今後の説明予定		

短期収支計画書

法人名：

事業種別：

〇〇〇〇年度

(単位：千円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	介護報酬 計（利用者負担1～3割分含む）												
	利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計												
	（利用者負担内訳） 〇〇費												
	〇〇費												
	その他収入 計												
	（その他収入内訳） 〇〇費												
	〇〇費												
収入 合計（1）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費支出												
	事務費支出												
	うち、業務委託費												
	うち、修繕費												
	事業費支出												
	うち、給食費												
	うち、水道光熱費												
支出 合計（2）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計（3）=(1)-(2)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画	借入金利息支出（4）												
	借入金元金償還金支出（5）												
	借入金支出額 計（6）=(4)+(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当月分収支差額 計（7）=(3)-(6)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計（8）=(7)+前月分(8)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

長期収支計画書

法人名： 事業種別： 地域密着型特別養護老人ホーム

(単位：千円)

項 目		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
	介護報酬 計（利用者負担1～3割分含む）										
	利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計										
	（利用者負担内訳） ○○費										
	○○費										
	その他収入 計										
	（その他収入内訳） ○○費										
	○○費										
収入 合計（1）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費支出										
	事務費支出										
	うち、業務委託費										
	うち、修繕費										
	事業費支出										
	うち、給食費										
	うち、水道光熱費										
支出 合計（2）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計（3）=(1)-(2)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画	借入金利息支出（4）										
	借入金元金償還金支出（5）										
	借入金支出額 計（6）=(4)+(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度収支差額 計（7）=(3)-(6)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計（8）=(7)+前年度(8)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(1/2)

運転資金（千円） 0 ←開設申出書「8.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」欄はこの金額以上を確保してください。

長期収支計画書

(単位：千円)

項 目		2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度
	介護報酬 計（利用者負担1～3割分含む）										
	利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計										
	（利用者負担内訳） ○○費										
	○○費										
	その他収入 計										
	（その他収入内訳） ○○費										
	○○費										
収入 合計（1）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費支出										
	事務費支出										
	うち、業務委託費										
	うち、修繕費										
	事業費支出										
	うち、給食費										
	うち、水道光熱費										
支出 合計（2）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計（3）=(1)-(2)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画	借入金利息支出（4）										
	借入金元金償還金支出（5）										
	借入金支出額 計（6）=(4)+(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度収支差額 計（7）=(3)-(6)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計（8）=(7)+前年度(8)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2/2)

長期収支計画書

法人名： (福)〇〇会 事業種別： 地域密着型特別養護老人ホーム

注1

注2

注3

(単位：千円)

項 目		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
介護報酬 計（利用者負担1～3割分含む）	介護報酬 計（利用者負担1～3割分含む）	207,463	289,820	289,820	289,820	289,820	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計	85,162	107,966	107,966	107,966	107,966	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	（利用者負担内訳） 食費										
	居室費										
	その他収入 計										
	（その他収入内訳） 〇〇費										
収入 合計（1）	〇〇費										
		292,625	397,786	397,786	397,786	397,786	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
人件費支出	人件費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	258,560	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	事務費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	47,734	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	うち、業務委託費	XXX,XXX	XXX,XXX	23,469	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	うち、修繕費	XXX,XXX	XXX,XXX	4,773	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	事業費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	63,645	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	うち、給食費	XXX,XXX	XXX,XXX	27,447	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
支出 合計（2）	うち、水道光熱費	XXX,XXX	XXX,XXX	18,298	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
		XXX,XXX	XXX,XXX	369,939	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
収支差額 合計（3）=(1)-(2)		XXX,XXX	XXX,XXX	27,847	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
償還計画	借入金利息支出（4）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	借入金元金償還金支出（5）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	借入金支出額 計（6）=(4)+(5)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
当年度収支差額 計（7）=(3)-(6)		XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
累積収支差額 計（8）=(7)+前年度(8)		XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX

運転資金（千円）
((2)×2/12)

61,657

←開設申出書「8.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」欄はこの金額以上を確保してください。

長期収支計画書 作成上の留意点

(注1) 実施する全ての介護保険事業について、事業別に作成すること。
特別養護老人ホームは、従来型、ユニット型の別を明記すること。

(注2) 20年分(西暦2046年度まで) 記入すること。

(注3) 西暦2029年度を基準年度(満床に近い状態での想定)とする。
(※2か年計画の場合は、2030年度を基準年度とする)

(注4) 利用者負担やその他の収入の内訳を、科目名を追加して記入すること。
見込んだ金額について、別紙(様式自由)により積算根拠を作成すること。

(注5) 西暦2029年度「支出 合計(2)」欄の12分の2以上を当該計画に必要な運転資金とする。

開設申出書「8. 事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」はこの金額(2/12か月分)以上とし、かつその金額を自己資金として確保すること。

※3/12か月分以上確保していることが望ましい。

(例) 運転資金	=	(2029年度支出合計)	×	2/12	か月
	=	369,939 千円	×	2/12	か月
	=	61,657 千円			

(注6) 必要に応じて「収入」「支出」「償還計画」の積算根拠を別紙(様式自由)により作成すること。

(参考様式)

設置予定地周辺住民（自治会等）への説明経緯について

設置予定地の説明・折衝状況

説明日時	相手方	説明内容及び質疑応答（意見、要望等）
月 日		
今後の説明予定		

利用者負担第 4 段階の入所者から徴収する

居住費・食費の算定

○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年九月七日）
（厚生労働省告示第四百十九号）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第九十六条第四項、第二百二十七条第四項、第四百十条の六第四項、第四百四十五条第四項及び第二百五十五条の五第四項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第四項及び第四十一条第四項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十一条第四項及び第四十二条第四項並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十二条第四項及び第四十二条第四項の規定に基づき、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平一八厚労告二五〇・改称）

一 適正な手続の確保

指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業者、指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、利用者等（指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること(指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定複合型サービス、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。)。

ハ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百十九条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百三十一条の三の二、第百三十一条の四、第百三十一条の五、第百三十一条の六、第百三十一条の八、第百三十一条の八の二、第百三十四条、第百三十六条、第百三十八条、第百四十条の八、第百四十条の九、第百四十条の十、第百四十条の十一、第百四十条の二十四又は第百四十条の二十五の規定に基づき、都道府県知事又は市町村長に提出する運営規程をいう。)への記載を行うとともに事業所等の見やすい場所に掲示し、かつ、ウェブサイトへの掲載を行うこと。

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊(以下「居住等」という。)に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室(以下「居室等」という。)、ユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注 16、ロ(1)から(5)までの注 14、ハ(1)から(3)までの注 13 及びホ(1)から(7)までの注 13、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注 15 及び注 16 並びに介護医療院サービスのイからへまでの注 14、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注 12、ロ(1)から(4)までの注 12、ハ(1)及び(2)の注 11 並びにホ(1)から(6)までの注 11 並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和六年厚生労働省告示第八十六号)附則第十二条に定める者(以下「従来型個室特例対象者」という。)が利用又は入所するものは除く。)並びにユニットに属さない居室(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に限る。)のうち定員が二人以上のもの 室料及び光熱水費に相当する額

(ii) ユニットに属さない居室等(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室を除く。)のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用又は入所するもの 光熱水費に相当する額

(2) 居住等に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。

(i) 利用者等が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)

(ii) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用

ロ 食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

三 その他

利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる居住、滞在及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。

改正文 (平成一八年三月三十一日厚生労働省告示第二五〇号) 抄
平成十八年四月一日から適用する。

改正文 (平成一八年六月三〇日厚生労働省告示第四二四号) 抄
平成十八年七月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年四月一〇日厚生労働省告示第二七一号) 抄
平成二十年五月一日から適用する。

改正文 (平成二一年三月一三日厚生労働省告示第七七号) 抄
平成二十一年四月一日から適用する。

改正文 (平成二一年三月三〇日厚生労働省告示第一二三号) 抄
平成二十一年五月一日から適用する。

改正文 (平成二四年三月一三日厚生労働省告示第一一二号) 抄
平成二十四年四月一日から適用する。

改正文 (平成二七年三月二三日厚生労働省告示第一一〇号) 抄
平成二十七年八月一日から適用する。

改正文 (平成二八年三月三十一日厚生労働省告示第一二九号) 抄
平成二十八年四月一日から適用する。

附 則（平成三〇年三月二二日厚生労働省告示第七八号） 抄

1 この告示は、平成三十年四月一日から適用する。

附 則（令和三年三月一五日厚生労働省告示第七三号） 抄
（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月一五日厚生労働省告示第八六号） 抄
（施行期日）

第一条 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条、第七条、第十二条、第二十四条、第二十六条、第三十一条、第三十四条、第三十八条、第五十二条及び第五十七条の規定並びに附則第十一条の規定 令和七年八月一日

特別養護老人ホーム 審査基準

令和8年度特別養護老人ホーム整備審査基準（地域密着型創設）

大項目	NO.	小項目	内 容 説 明
事業主体の適格性	1	社会福祉事業に対する熱意・知識を有し、かつ実際に法人運営の職責を果たし得る者であるか	整備希望者本人は福祉の理念、必要な知識を持ち、かつ法人運営の職責を果たし得る者でなければならない。
	2	事業運営の基本方針が適正か	基本的な考え方と今後の展望についての考え方や具体的な運営方針等が適切であること。
	3	家族・地域との交流、他の介護、医療、福祉サービス事業者や姫路市・地域包括支援センターとの連携を具体的に計画しているか	・家族、地域との交流について具体的に計画している。 ・家族、地域との交流とケアとの相関に十分な理解がある。 ・バックアップ施設等との連携内容について具体的に計画している。 ・姫路市、地域包括支援センターとの連携・情報提供について具体的に計画している。
	4	入所者の病状の急変等に備えるため、姫路市条例に定める要件を満たす協力医療機関を確保しているか	姫路市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第27条第1項各号に定める要件を満たす医療機関を、協力医療機関として確保しているか。
	5	理事長及び施設長の予定者は適格性を欠く者でないか	（代表者） ・不適格者でないこと。 ・代表者としての資質が十分であること。 （社会福祉事業（介護事業）に対する知識や経験、介護資格の所持、代表者としての運営実績など）
			（施設長） ・施設長としての資質が十分であること。 （介護事業に対する知識や経験、介護資格の所持、施設長としての勤務実績、施設長研修受講（予定）の有無、など）
用地確保	6	既存法人の運営状況が良好であるか 新設法人の場合は社会福祉法人についての知識及び理解を有しているか	監査指摘事項に対する改善は適正か。整備事業者としてふさわしい者か、過去の事業実績や整備実績の優劣を評価する。 管外法人は姫路市進出の動機等を確認する。 新設法人の場合、設立する必然性が申出者の説明により了解できること。
	7	用地の確保は確実であるか	施設建設までに現在の利用者の立ち退き（所有権移転登記等）が見込めるものでなければならない。 また、用地の購入が予定されている場合は、具体的な購入予定価格が適切であるか。
	8	当該用地は施設の建築に問題ないか	都市計画法、建築基準法、文化財保護法上の問題はないか、建築に支障が出る事が予想されることはないか。また、災害危険地域及び都市計画道路等の予定地に該当しないか。
資金計画	9	用地の使用形態は施設の安定運営を望めるものか	〔第1・第2・第3グループ〕 敷地については、自己所有を原則とするが、やむを得ず借地とする場合は、適正な賃料を設定し、施設の安定運営に支障がないようにすること。
	10	整備資金調達の方法が確実かつ適正であるか	建築資金計画に不安要素があってはならない。 （総事業費から補助金額を除いた金額の2割以上を自己資金（寄付金含む）として確保すること。）
	11	開業後の運転資金が確保されているか	（新設法人） ・開設後3年度目（ほぼ満床を想定）の年間事業費支出の12分の2を自己資金（寄付金含む）で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。 （既設法人） ・財政状況が健全であること。 ・開設後3年度目（ほぼ満床を想定）の年間事業費支出の12分の2を自己資金（寄付金含む）で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。

令和8年度特別養護老人ホーム整備審査基準（地域密着型創設）

大項目	NO.	小項目	内 容 説 明
事業運営	12	長期的かつ安定的な事業運営が見込まれるか	資金（償還）計画が適切であること。収入見込みが過大となっていないこと。将来の大規模改修に対応できる計画となっていること。
	13	必要な人員確保の計画が立っているか	既存事業からの異動など、人員確保、職員研修等の計画が明確に示されること。
	14	利用者等へ必要な情報提供が行われるか	財務諸表の公開やサービス内容をわかりやすく表示する等適切な情報提供が図られることが望ましい。 理事長、施設長予定者から意見、考えが示されること。
	15	サービスの質の向上策が明確であるか	第三者評価の受審及び公表により良質なサービス提供に向けた取り組みが示されることが望ましい。 理事長、施設長予定者から意見、考えが示されること。
	16	利用者等の苦情解決の仕組みが確立されるか	苦情解決体制についての考えが示されること。 理事長、施設長予定者から意見、考えが示されること。
	17	利用者の権利擁護に対する取り組みはされているか	相談体制や身体拘束を行わない取り組み又虐待防止策が示されること。 理事長、施設長予定者から意見、考えが示されること。
	18	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策はなされているか。	具体的取り組みについて示されること。 理事長、施設長予定者から意見、考えが示されること。
	19	利用者負担第4段階の入居者から徴収するホテルコスト（居住費・食費）の算出方法は適切かつ明確か	利用者負担第4段階の入居者から徴収するホテルコスト（居住費・食費）は国のガイドライン（居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針）に従って適正かつ明確に算出されているか。
	20	利用者負担第4段階の入居者から徴収する特養の居住費は高額でないか	特養基準額（ユニット型個室 2,066円/日）と比較し、高額でないか。
	21	利用者負担第4段階の入居者から徴収する特養の食費は高額でないか	特養基準額（1,445円/日）と比較し、高額でないか。
建設条件	22	補助内示後早期の工事着手及び竣工が可能か	給水、排水、地元住民とのトラブル、その他支障となる案件がないこと。
	23	施設の規模及び形状は適正か	定員等の施設の内容から敷地、建物の規模、形状を判断する。なお、利用者の面会者用の駐車場が確保されていることが望ましい。
	24	施設の安全確保は図られているか	バリアフリー、非常災害対策に配慮されたものであること。
	25	特養のユニットを含む設計は利用者にとって望ましいものであるか	（①洗面設備が居室ごとに設けられているか ②便所が居室ごと、またはユニット内に3か所設けられているか ③共同生活室には流し・調理設備が設けられているか ④個別浴室はユニットごともしくは隣接するユニットごとに設けられているか ⑤ユニット間に交流が図れる空間があるか）の5項目中何項目満たすか。
	26	特養の居室は共同生活室に近接して一体的に設けられていること	ユニットケアの考えが取り入れられていること。
	27	特養の設計は家族や地域等との交流が図りやすいものであるか	（①来客者用の談話スペース等があるか ②地域交流用の会議室又は多目的な空間があるか）の2項目が利用しやすい位置に配置されているか。
	28	募集要項で示された「望ましい設計例」となっているか	募集要項で示された「望ましい設計例」の内容に沿ったものであるか。

令和8年度特別養護老人ホーム整備審査基準（地域密着型創設）

大項目	NO.	小項目	内 容 説 明
立地条件	29	距離的に他の同種の施設が近接していないか	近隣に特別養護老人ホームや指定特定施設がないことだけでなく、偏在とならないものであること。
	30	施設は公道に面しているか	公道に面しており、車の出入りが容易な道路幅が望ましい。公道まで私道を通じ接している場合はその利用が担保されている必要がある。
	31	施設周辺の環境に問題はないか	騒音、日照等の住環境が入居者の生活に好ましいものであること。
	32	施設は住宅地から離れていないか	地域から孤立した施設であってはならず、外出しやすい環境が整っていること。
	33	施設への交通アクセスは良いか	市の中心部から最寄駅、バス停までの交通機関の便数が多く、駅やバス停からの利便性が確保されていること。
その他	34	その他、法人独自の取組みがあるか	その他の独自の社会福祉施策など公益性の高い取組みを考えているか。
整備の優先度	35	生活圏域ごとの整備状況から、整備を優先すべき生活圏域であるか	特別養護老人ホーム等の整備が遅れている生活圏域での施設整備を優先する。
	36	校区ごとの独居高齢者数及び独居高齢者割合の状況から、整備を優先すべき校区であるか	独居高齢者数及び独居高齢者割合が高い校区での施設整備を優先する。
	37	事業者の地域性	姫路市内に法人本部がある社会福祉法人を優先する。
	38	ショートステイを10床以上併設しているか	ショートステイ（10床以上）を併設しているか。特養定員規模に見合った定員数を確保しているか。
	39	認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設しているか	認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を募集している生活圏域等に同事業所を併設する場合、整備を優先する。

令和 8 年度特別養護老人ホーム整備審査基準（特養増床）

大項目	No.	小項目	内 容 説 明
増床計画	1	令和 8 年度特別養護老人ホーム等の整備方針に合致した計画であるか	令和 8 年度特別養護老人ホーム等の整備方針に合致する計画でなければならない。
	2	施設の運営や入居者の処遇の方針が適切かつ具体的であるか	運営方針及び入居者処遇方針（権利養護、衛生管理、苦情処理、事故防止等）が適切であること。 （工事を伴う場合）工事期間中の入所者の処遇についても具体的に計画すること。
	3	必要な人員確保の計画が立っているか	人員確保、職員研修等の計画が明確に示されること。
用地確保	4	当該用地の建設において運営上の支障はないか	都市計画法及び建築基準法上の問題はないか、実際の運営において支障が予想される箇所はないか。
資金計画	5	資金調達の方法が確実かつ適正であるか	建築資金計画に不安要素があってはならない。
	6	資金計画は自己資金によるものであるか（新たな借入を起こさない方が望ましい）	新たな借入を起こさず、積立金、繰越金を財源とする計画が望ましい。
利用者負担	7	利用者負担第 4 段階の入居者から徴収する居住費・食費の算出方法が適切かつ明確であるか	利用者負担第 4 段階の入居者から徴収する居住費・食費は国のガイドラインに従って適正かつ明確に算出されているか。
	8	利用者負担第 4 段階の入居者から徴収する特養の居住費は高額でないか	特養基準額（ユニット型個室 2, 066 円/日、従来型個室 1, 231 円/日、多床室 915 円）と比較し、高額でないか。
	9	施設の規模及び形状は適正か	定員等の施設の内容から敷地、建物の規模、形状を判断する。なお、利用者の面会者用の駐車場が確保されていることが望ましい。
	10	既存建物と一体性が確保されているか	既存部分と比較して、増床部分において利便性が悪いところはないか。
	11	改修により既存建物に不都合が生じないか	既存建物を改修する場合、既存部分の本来の機能に不都合が生じないか。
	12	施設の安全確保が図られているか	バリアフリー、非常災害対策に配慮されたものであること。
	13	（ユニット型） 特養のユニットを含む設計は利用者にとって望ましいものであるか	次の 5 項目を満たすことが望ましい。 ①洗面設備が居室ごとに設けられているか②便所が居室ごとに設けられているか、またはユニット内に 3 か所設けられているか ③共同生活室には流し・調理設備が設けられているか ④個別浴室はユニットごともしくは隣接するユニットごとに設けられているか ⑤ユニット間の交流が図れる空間があるか

大項目	No.	小項目	内 容 説 明
建設条件		(従来型) 居室の設計はプライバシーに配慮され、利用者にとって望ましいものであるか	①居室は個室で、洗面設備を設けている ②居室は個室若しくは2人部屋でプライバシーに配慮している ③居室は3～4人部屋でプライバシーに配慮している。 (プライバシーの確保例：障子や可動式引き戸を用いて仕切り、採光にも配慮する。)
	14	(ユニット型) 特養の居室は共同生活室に近接して一体的に設けられていること	ユニットケアの考えが取り入れられていること。
		(従来型) 特養の設計は利用者にとって望ましいものであるか	居室、食堂、浴室、洗面設備、便所、機能訓練室の配置は利用者にとって望ましいものであること。(例：食堂、便所の分散配置。個別ケアを想定とした浴室の配置。)
		15 特養の設計は家族や地域等との交流が図りやすいものであるか	((①来客者用の談話スペース等があるか ②地域交流用の会議室又は多目的な空間があるか)の2項目が、それぞれ利用しやすい位置に配置されているか。
	16	募集要項で示された「望ましい設計例」となっているか	募集要項で示された「望ましい設計例」の内容に沿ったものであるか。
法人運営	17	既存法人の運営状況が良好であるか	現在の法人運営に施設整備の支障となる問題がないこと。

サテライト型施設について

1 サテライト型特別養護老人ホームについて

サテライト型特別養護老人ホームとは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームです。郊外に設置されている大規模施設の機能の一部を住宅地等に分散することにより、地域包括ケアの考え方のもと、利用者が住み慣れた地域で生活ができるようにするとともに、周辺地域との交流を図りやすい環境の確保を目指しています。

2 サテライト型特別養護老人ホームの本体施設について

サテライト型特別養護老人ホームは、下記の条件を満たすものを本体施設とする必要があります。

本体施設の種類	・ 特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型） ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 病院 ・ 診療所
距離等の要件	通常交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動できる距離

3 サテライト型特別養護老人ホームの緩和基準について

サテライト型特別養護老人ホームは、整備促進と経営効率向上のため、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として、下記のとおり設備基準や人員配置基準が緩和されています。

【設備基準】

名称	本体施設の 種類	緩和基準の内容
医務室	特養	本体施設が特別養護老人ホームである場合は、入居者を治療するために必要な医薬品及び医療機器を備え、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。
調理室	特養、老健、 介護医療院、 病院、診療所	本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りる。

【人員配置基準】

名称	本体施設の 種類	緩和基準の内容
施設長 (管理者)	特養、老健、 介護医療院、 病院、診療所	本体施設の施設長又は従業者と兼務可。(本体施設が 病院又は診療所の場合は、本体施設の施設長としての 職務は兼務不可。)
医師	特養、老健、 介護医療院、 病院、診療所	本体施設の医師により、入所者の健康管理が適切に行 われる場合は置かないことができる。 (ただし、本体施設とサテライト型施設の合計定員数 を基礎として本体施設に置く人員を算出。)
生活 相談員	特養、老健	常勤換算方法において1以上の基準を満たしていれ ば非常勤の者でも差し支えない。 本体施設の生活相談員又は支援相談員により、適切に サービスが提供される場合は置かないことができる。
看護職員	特養、老健、 介護医療院、 病院、診療所	常勤換算方法において1以上の基準を満たしていれ ば非常勤の者でも差し支えない。
栄養士又 は管理栄 養士	特養、老健、 介護医療院、 病院(100床 以上の場合 に限る。)	本体施設の栄養士又は管理栄養士により、適切にサー ビスが提供される場合は置かないことができる。
機能訓練 指導員	特養、老健	本体施設の機能訓練指導員又は理学療法士若しくは 作業療法士により、適切にサービスが提供される場合 は置かないことができる。
介護支援 専門員	特養、老健、 介護医療院	本体施設の介護支援専門員により、適切にサービスが 提供される場合は置かないことができる。 (ただし、本体施設とサテライト型施設の合計定員数 を基礎として本体施設に置く人員を算出。)